

令和 8 年 10 月 1 日

一般社団法人高知県産業廃棄物協会

会長 近澤 栄二 様

高知市長 桑 名 龍 吾

(公 印 省 略)

高知市産業廃棄物処理指導要綱の一部改正について

平素より高知市の環境行政にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、高知市産業廃棄物処理指導要綱（以下「要綱」という。）により、事業者及び処理業者（以下「事業者等」という。）が、高知県外で排出された産業廃棄物を高知市内で処理しようとする場合に事前協議（県外産業廃棄物処理（受託）協議）を求める等、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めています。

令和 8 年 10 月 1 日より、要綱の一部を改正し、県外産廃事前協議に係る手続き等について、下記のとおり取扱いを変更します。

記

1 改正内容

(1) 再生利用を伴わない処分を協議の対象とします

焼却や埋立てといった再生利用を伴わない処分についても、適正処理がなされることを前提に処理業者が協議できるようになります。

※国の認定、指定、許可等を受けて県外産業廃棄物を処理するときは、承認を受けたものとみなします。

(2) 協議書類を簡素化します

従前添付を求めていた、「産業廃棄物処理委託予定書の写し」、「処理業者の許可証の写し」、「産業廃棄物の発生を明らかにした製造工程表又は書面」、「産業廃棄物及びその搬入荷姿のカラー写真」を廃止し、協議書添付書類を簡素化します。

※優良認定事業者については、添付書類の一部省略を可能とします。

(3) 実績報告書の提出が必要になります（対象は要綱第13条第1項及び第2項により承認を受けた者）

適正処理確認のため、県外産業廃棄物処理を行った実績報告を新たに規定します。

(4) 分析試験結果報告を廃止します

従前、県外産業廃棄物を再生利用以外の目的のために処理する事業者等に対し求めていた分析試験結果について廃止します。

2 要綱、様式

高知市廃棄物対策課 HP において、改正内容について掲載しておりますので二次元コードよりご確認ください。



3 施行日

令和8年10月1日

<問合せ先>

高知市 環境部 廃棄物対策課

Tel : 088-823-9427

E-mail:kc-181400@city.kochi.lg.jp